

2023年4月1日

# 退職者の診療情報閲覧等の手引

公立藤田総合病院

## 退職者の診療情報閲覧等の手引

この「手引」は、公立藤田総合病院（以下「当院」という。）が保有する診療情報を、退職者が閲覧するための申請について、具体的な方法と特に留意すべき事項等をまとめたものです。

個人情報を取り扱いますので、実際の申請にあたっては、関係法令や通知等を十分理解のうえ、手続を行ってください。

### 1. 申請者の資格

当院で就業歴のある者で、以下の目的で閲覧を行う場合に申請が可能です。

- 資格取得のため
- 学会等で症例報告を行うため
- その他、病院長が許可するもの

### 2. 閲覧が許可される期間、許可される診療情報の範囲

原則、申請をして許可を受けた当日のみ閲覧が可能です。

閲覧の範囲は、申請者本人が当院在籍中に診療等で関わった情報のみとなります。

なお、閲覧終了後にアクセスログを確認させていただき、不正なアクセスがあった場合は、次回からの申請をお断りいたします。

### 3. 申請に必要な書類

(ア) 診療情報の閲覧の場合

- 診療情報閲覧等申請書（様式第1号）
- 申請者本人であることがわかる証明書（運転免許証等顔写真入りのもの）

(イ) 診療情報の閲覧と、写し（手術記録や退院時要約のコピー）・画像データ等が必要な場合

- 診療情報閲覧等申請書（様式第1号）
- 診療情報の写し・データ持出し申請書（様式第2号）
- 申請者本人であることがわかる証明書（運転免許証等顔写真入りのもの）

※いずれの申請書も、当院ホームページよりダウンロードしてください。

なお、利用目的など記入しきれない場合は、別紙に記入し提出してください。

### 4. 申請の手順

(ア) 申請に必要な書類の提出

総務課へ診療情報閲覧等申請書（様式第 1 号）、診療情報の写し・データ持出し申請書（様式第 2 号）、別紙、身分証明書の写し等を郵送又は持参にて提出してください。

(イ) 閲覧の許可

申請書を総務課で受理後、病院長の許可を得ます。

申請の可否について総務課から連絡いたします。

(ウ) 閲覧

許可を受けた閲覧日に身分証明書を持参のうえ、総合案内にお越しく下さい。医療情報管理課にて閲覧環境を提供します。（電子カルテ閲覧用 ID、電子カルテシステムの準備）

5. 閲覧における諸注意

(ア) 閲覧場所

医療情報管理課事務室

(イ) 閲覧可能時間

原則、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分が閲覧時間となります。

(ウ) その他

- コンセント使用可
- 病院情報システムへの USB メモリ、スマートフォン、モバイル端末、デジタルカメラ等の外部媒体の接続禁止
- 無許可で紙媒体による印刷禁止
- スマートフォン等での閲覧画面の撮影禁止

6. 診療情報の写し・データ持出しについて

診療情報の写し・データ持出しを事前に申請し許可を受けている場合、医療情報管理課で対応しますので、必要な情報が定まった時点でお声がけください。

なお、ご本人で空の USB メモリをご準備ください。

<問い合わせ先>

〒969-1793

福島県伊達郡国見町大字塚野目字三本木 14

TEL：024-585-2121

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

担当：総務課